

政令第三百五号

採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令の一部を改正する政

令

内閣は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第四十五条の二第二項第三号及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令（平成二十六年政令第九十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「又は第七号」を「、第七号又は第十三号から第十五号まで」に改め、同項第二号中「、第八号」を「又は第八号」に改め、「又は第十三号」を削り、同項第三号中「、第十二号、第十四号又は第十五号」を「又は第十二号」に改める。

別表海上保安大学校学生採用試験の項下欄第一号中「知識及び能力として、次のイ又はロに掲げるものを「数学及び英語の知識並びに論理的な思考力及び表現力」に改め、イ及びロを削り、同欄第二号中「前号イ又はロに掲げる知識並びに」を「前号に規定する数学及び英語の知識並びに同号に規定する」に改める。

附 則

この政令は、令和四年二月一日から施行する。